

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

4 所得から差し引かれる金額

該当する欄にご記入ください。

○社会保険料控除
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・雇用保険・国民年金・厚生年金などの保険料の支払額が控除に該当します。なお、国民年金及び国民年金基金の支払いがある場合、その支払いの旨を証明する書類の提出が必要です。ただし、今回申告書に添付する給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除欄に国民年金・国民年金基金の支払額が含まれている場合は添付する必要はありません。

○生命保険料控除(申告の際には、保険料の支払額が分かる証明書を添付してください)
※「生命保険料控除額⑬」については、裏面を参考にして、保険料の区分、金額により控除額を計算してください。

○地震保険料控除(申告の際には、保険料の支払額が分かる証明書を添付してください)
令和7年中に支払った地震保険料の支払金額を記入してください。なお、旧長期損害保険料とは平成18年末までに契約した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもので、平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの)が該当します。
※「地震保険料控除額⑯」については、裏面を参考にして、保険料の区分、金額により控除額を計算してください。
あなたが、寡婦・ひとり親・勤労学生に該当する場合は該当項目にチェックをつけてください。

○寡婦控除
あなた自身が次の①又は②の条件に該当する場合は、寡婦になった理由にチェックをつけてください。
①「夫と死別後、婚姻をしていない」・「夫が生死不明」の人で合計所得金額が500万円以下の人
②「夫と離婚」後、再婚しておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人

○ひとり親控除
現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が不明な人で次の①・②・③の全てに該当する場合は、ひとり親控除に該当します。
①合計所得金額が58万円以下の生計を一にする子がいる。(他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない)
②合計所得金額が500万円以下である。③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない。

○勤労学生控除
あなた自身が大学・高校・専修学校・各種学校などの学生で、自己の勤労による合計所得金額が85万円以下であり、かつ、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人(学校名を記入してください。)

○障害者控除
あなた自身又は扶養親族に障害者に該当する人がいる場合は、氏名、個人番号を記入し障害者手帳・療育手帳などの等級等を記入してください。

○配偶者控除
あなたと生計を一にする妻又は夫で、令和7年中の合計所得金額が58万円(給与収入で123万円)以下の場合、配偶者の氏名、生年月日、個人番号、合計所得金額を記入してください。
※「配偶者控除額⑭」については、裏面を参考にして、記入してください。
あなたの合計所得金額が900万円を超える場合は控除額が異なりますのでお問い合わせください。

○配偶者特別控除
あなたの合計所得金額が1,000万円以下(給与収入で1,195万円以下)で、生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円超～133万円以下(給与収入で123万円超～201万6千円未満)の場合、一定額が控除されます。配偶者特別控除を受ける方は配偶者の氏名、生年月日、個人番号、合計所得金額を記入してください。(収入金額を記入しないよう注意してください。)
※「配偶者特別控除額⑮」については、裏面を参考にして、記入してください。
あなたの合計所得金額が900万円を超える場合は控除額が異なりますのでお問い合わせください。

○扶養控除
あなたと生計を一にする16歳以上(令和7年12月31日現在)の親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円(給与収入で123万円)以下の人がある場合は、氏名、生年月日、個人番号、同居・別居の別、続柄を書いてください。他の方と二重に同一の人を扶養にすることはできません。
※控除額については、裏面を参考にして、記入してください。
※別居の扶養親族がいる人は、申告書裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」へ記入してください。

○特定親族特別控除
あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満(令和7年12月31日現在)の親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円超～123万円以下(給与収入で123万円超～188万以下)の場合には、その特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除が受けられます。
氏名、生年月日、個人番号、同居・別居の別、続柄を書いてください。他の方と二重に同一の人を特定親族特別控除にすることはできません。
※控除額については、裏面を参考にして、記入してください。
※別居の特定親族がいる人は、申告書裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」へ記入してください。

○16歳未満の扶養親族
あなたと生計を一にする16歳未満(令和7年12月31日現在)の親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円(給与収入で123万円)以下の人がある場合は、氏名、生年月日、個人番号、同居・別居の別、続柄を書いてください。なお、他の方と二重に同一の人を扶養にすることはできません。
※別居の16歳未満の扶養親族がいる人は、申告書裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」へ記入してください。

○医療費控除
令和7年中に医師・歯科医師等に支払った費用、治療又は療養のために必要な医療品の購入費などが該当します。総支払額から「健康保険組合や生命保険などから補てんされた額」を差し引き、「所得の合計額の5%か10万円のいずれか少ない方の金額」を超える金額が控除額となります。
また、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、年間12,000円を超える一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、12,000円を超える額(上限88,000円)が控除額となる特例を選択できます。
なお、医療費の額など定められた事項の記載のある明細書、または医療保険者から交付を受けた医療費通知書の添付が必要です。

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

「特別徴収(給与・年金天引き)されている給与・年金所得」以外の所得がある方は、「特別徴収されている給与・年金所得」以外の所得を給与所得と合算して特別徴収(給与天引き)として納めるか、普通徴収として、個人で納付書により納付するか選択することができます。

【申告書の書き方】

令和8年度分 市民税 申告書

井原市長 殿		現住所	井原市井原町311番地1		整理番号	
		1月1日現在の住所	同上		業種又は職業	
		フリガナ	イバラ タロウ		電話番号	0866-62-0000
提出年月日	氏名	井原 太郎	個人番号	0000000000000001		
年 月 日	生年月日	明・大・昭 平・令 38 . 1 . 1	世帯主の氏名	井原 一郎	続柄	子

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険料控除	雇用保険 国民健康保険 国民年金 合計	支払った保険料 217,600 135,200 171,990 524,790	円
⑮	生命保険料控除	新生命保険料の計 45,000 新個人年金保険料の計 旧生命保険料の計 50,000 旧個人年金保険料の計 介護医療保険料の計 30,000	円 円 円	
⑯	地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
⑰～⑲	基礎、ひとり親、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 ⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 ⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除(学校名)		
⑳	障害者控除	フリガナ 氏名 個人番号	イバラ タロウ 井原 太郎 0000000000000001	障害の程度 身体2 度
㉑～㉒	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ 氏名 個人番号	イバラ ハナコ 井原 花子 0000000000000002	生年月日 明・大・昭 平・令 35 . 12 . 15 配偶者の合計所得金額 0 円
㉓～㉔	扶養控除・特定親族特別控除	フリガナ 氏名 個人番号	イバラ レン 井原 蓮 0000000000000003	生年月日 明・大・昭 平・令 16 . 5 . 10 同居・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 45 万円
		フリガナ 氏名 個人番号	イバラ ショウタ 井原 翔太 0000000000000004	生年月日 明・大・昭 平・令 3 . 8 . 25 同居・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 33 万円
		フリガナ 氏名 個人番号		生年月日 明・大・昭 平・令 . . . 同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額
		フリガナ 氏名 個人番号		生年月日 明・大・昭 平・令 . . . 同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養対象外)	フリガナ 氏名 個人番号	イバラ ヒロト 井原 大翔 0000000000000005	生年月日 明・大・昭 平・令 27 . 12 . 7 同居・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 子
	フリガナ 氏名 個人番号		生年月日 平・令 . . . 同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄
	フリガナ 氏名 個人番号		生年月日 平・令 . . . 同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

⑳	雑損控除	損害の原因 損害金額 円	損害年月日 .	損害を受けた資産の種類 .	円
㉔	医療費控除	支払った医療費等 165,000 円	保険金などで補填される金額 .	円	円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	
		不動産	ウ	1,200,000
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	3,564,300
	雑	公的年金等	キ	1,250,000
		業務	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
	長期	サ		
	一時	シ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	100,000
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	2,314,800
	雑	公的年金等	⑦	650,000
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	650,000
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫	3,064,800	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	524,790	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	51,000	
	地震保険料控除	⑯	25,000	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～㉑	300,000	
	配偶者(特別)控除	㉒～㉓	330,000	
	扶養控除	㉔	330,000	
	特定親族特別控除	㉕	450,000	
	基礎控除	㉖	430,000	
⑬から㉔までの計	㉗	2,440,790		
雑損控除	㉘			
医療費控除	㉙	47,000		
合計(㉗+㉘+㉙)	㉚	2,487,790		

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

1 収入金額等

2 所得金額

について

○営業等所得
卸売業・小売業・飲食店業・製造業・建設業・大工・保険外交員など農業以外の事業から生ずる所得です。「収支内訳書」を作成のうえ、収入金額と所得金額をご記入ください。(申告書裏面の「7事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。)

○農業所得
農業により生ずる所得です。「収支内訳書」を作成のうえ、収入金額と所得金額をご記入ください。(申告書裏面の「7事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。)

○不動産所得
地代・家賃など土地や建物などの不動産から生ずる所得です。「収支内訳書」を作成のうえ、収入金額と所得金額をご記入ください。(申告書裏面の「7事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。)

○給与所得(申告の際には、源泉徴収票を持参してください)
「令和7年分給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄の額を収入金額の欄に記入してください。源泉徴収票がない人は申告書裏面の「6給与所得の内訳」で収入金額を計算して記入してください。所得金額の欄は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の額を記入してください。給与所得については、下表からも求められます。

給与所得金額の計算方法	
給与の収入金額(A)	給与所得の金額
1円以上 650,999円以下	0円
651,000円以上 1,899,999円以下	(A) - 650,000円
1,900,000円以上 3,599,999円以下	収入金額÷4
3,600,000円以上 6,599,999円以下	(千円未満切捨て) B
6,600,000円以上 8,499,999円以下	B×2.8 - 80,000円
8,500,000円以上	B×3.2 - 440,000円
	(A)×0.9 - 1,100,000円
	(A) - 1,950,000円

○雑所得(公的年金等)(申告の際には、源泉徴収票を持参してください)
国民年金・厚生年金・各種共済年金・恩給等による所得です。日本年金機構等から送付された「公的年金等の源泉徴収票」をもとに年金収入金額の合計額を計算して「1収入金額等」雑「公的年金等」の欄に記入してください。(遺族年金や障害年金は非課税所得になりますのでこの欄には記入する必要はありません。) また、所得金額については、額と年齢により下表から所得金額を計算し記入してください。

昭和36年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の人)	
公的年金の収入合計額(A)	所得金額(雑所得)
110万円以下	0円
110万円超330万円未満	(A) - 1,100,000円
330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 275,000円
410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 685,000円
770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 1,455,000円
1,000万円以上	(A) - 1,955,000円
昭和36年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の人)	
公的年金の収入合計額(A)	所得金額(雑所得)
60万円以下	0円
60万円超130万円未満	(A) - 600,000円
130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 275,000円
410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 685,000円
770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 1,455,000円
1,000万円以上	(A) - 1,955,000円

※ 公的年金等収入以外の所得金額が「1,000万円超 2,000万円以下」の場合は、控除額をそれぞれ各10万円、「2,000万円超」の場合は、各20万円を引き下げ。

○雑所得(その他)
個人年金・シルバー人材センターの配分金・原稿料・講演料など、他の各種所得に該当しない所得です。(収入金額) - (必要経費) = (所得金額)となります。(受け取った金額が収入金額です。必要経費とは、個人年金の場合は年金の掛金、その他の雑所得についてはその収入を得るために必要な経費(旅費、図書購入費等)が該当します。)

○一時所得
生命保険・損害保険の満期金や解約一時金、懸賞当選金などによる所得です。受け取った金額から必要経費を差し引き特別控除額50万円を控除した金額を収入金額欄へ記入し、さらに1/2した金額を所得金額欄に記入してください。

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入・所得と各種控除について、提出期限までに申告してください。

【申告書提出期限】令和8年3月16日(月)

◎市民税・県民税の申告が必要な人

(1)令和8年1月1日現在、井原市に住所のあった人で、令和7年中に営業等・農業・不動産・配当・雑(年金を含む)等(1)の所得があった人

(2)令和7年中の収入が給与所得のみで、以下のような

- ① 勤務先から給与支払報告書が提出されていない人(勤務先で提出の有無をご確認ください。)
- ② 令和7年中に2か所以上から給与の支払いを受けた人

【ご注意ください！】

※障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、扶養控除などの所得控除は、申告をしないと控除が受けられないことがあります。市県民税が非課税になる人でも、申告しなければ課税になる場合がありますのでご注意ください。

※以下の人は市税条例による申告義務はありませんが、国民健康保険税の算定、介護保険料の算定、後期高齢者医療保険料の算定、国民年金保険料の免除申請、公営住宅の入居等で必要になる場合がありますので、申告書を提出してください。

- ① 失業給付金・障害年金・遺族年金等の非課税所得のみの人
- ② 令和7年中に所得がなく、かつ配偶者控除・扶養控除等の対象になっていない人
- ③ 合計所得が38万円(税法上の扶養なし)もしくは28万円×(税法上の扶養人数+1)+16.8万円(税法上の扶養あり)+10万円以下で、内職・シルバー人材センターの配分金等の収入がある人

◎市民税・県民税の申告が不要な人

(1)勤務先から給与支払報告書がすでに提出されている方で、給与以外の所得がない人

(2)所得税の確定申告書を提出する人

◎申告書の提出方法等

郵送の場合	裏面の【申告書の書き方】を参照のうえ、申告書を作成して、源泉徴収票の写し(給与所得の源泉徴収票・公的年金等の源泉徴収票)、国民年金・国民年金基金を支払った旨を証明する書類、医療費等の明細書又は医療費通知書、生命保険・地震保険の保険料控除証明書などの必要書類を必ず添付して郵送してください。なお申告書の控えが必要な人は申告書を郵送する際、返信用封筒(宛名を記入し切手を貼付)も同封してください。
持参される場合	裏面の【申告書の書き方】を参照のうえ、申告書を作成し、市役所1階税務課又は芳井支所・美星支所へご提出ください。
申告相談を利用される場合	申告書の記入の仕方がよく分からない場合は、各地区の申告相談をご利用ください。申告相談の日時、会場については、 広報いばら1月号 でご確認ください。2月13日以降は市役所では申告相談をお受けできません。

■申告時に持参していただくもの

- 1 申告書
- 2 マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード及び運転免許証等の身分証明書
- 3 給与や年金などがある人は「源泉徴収票」
- 4 事業や農業、不動産収入などがある人は、収支内訳書を作成のうえ、収入や支出を証明できる書類
- 5 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知書、高額医療費などで補填される金額が分かる書類
- 6 国民年金保険料等の社会保険料控除を受ける人は「社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書」
- 7 生命保険・地震保険の保険料控除証明書
- 8 寄附金税額控除を受ける人は、寄附金の領収書
- 9 国外居住者を被扶養者とする場合は、提出していただく書類がありますので、下記までお問合せください。

◎市民税・県民税申告書の提出先・お問い合わせ先

井原市役所 税務課(市民税係) 〒715-8601 井原市井原町311番地1 電話 0866(62)9510 (直通)

■所得控除について (市県民税の控除額の計算方法です。所得税とは控除額が違う場合がありますのでご注意ください。)

○生命保険料控除 ※保険料の区分、金額により下記の表から控除額を計算してください。
※契約日により控除額の計算式が違います。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
①支払った保険料が新生命保険料控除の対象の場合(一般分・介護医療分・個人年金分) 契約日:平成24年1月1日以降	12,000円以下の場合	支払った保険料の全額
	12,000円を超え 32,000円以下	支払った保険料の金額の合計額 × 1/2 + 6,000円
	32,000円を超え 56,000円以下	支払った保険料の金額の合計額 × 1/4 + 14,000円
	56,000円を超える場合	28,000円
②支払った保険料が旧生命保険料控除の対象の場合(一般分・個人年金分) 契約日:平成23年12月31日以前	15,000円以下の場合	支払った保険料の全額
	15,000円を超え 40,000円以下	支払った保険料の金額の合計額 × 1/2 + 7,500円
	40,000円を超え 70,000円以下	支払った保険料の金額の合計額 × 1/4 + 17,500円
	70,000円を超える場合	35,000円
控除額＝一般分＋介護医療分＋個人年金分(最高7万円)		
※一般分・個人年金分が新契約と旧契約の両方ある場合は、控除額が高い方を選ぶ。 ※旧契約での控除額が28,000円に満たない場合は、旧契約・新契約それぞれで控除額を計算した後、合算します。(最高2万8千円)		

○地震保険料控除 ※保険料の区分、金額により下記の表から控除額を計算してください。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①支払った保険料が地震保険料だけの場合	50,000円以下の場合	支払った保険料 × 1/2
	50,000円を超える場合	25,000円
②支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合 契約日:平成18年12月31日以前	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額
	5,000円を超え 15,000円以下	支払った保険料の金額の合計額 × 1/2 + 2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料との両方である場合		(支払った地震保険料について上記①により求めた金額) + (支払った旧長期損害保険料について上記②により求めた金額) (最高2万5千円)
※一つの保険契約で①、②のいずれも該当するときは一方を選択。		

■人的控除の種類 ※市県民税の控除額です。所得税とは控除額が違いますのでご注意ください。

控除の種類		控除額(住民税)	控除対象者について	
障害者控除	障害者	260,000円	下記の特別障害者以外の人	
	特別障害者	300,000円	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1級等	
	同居特別障害者	530,000円	同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族	
ひとり親控除		300,000円	生計を一にする子(総所得等58万円以下)を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人	
寡婦控除		260,000円	(死別)合計所得金額が500万円以下の人 (離別)扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人	
勤労学生控除		260,000円	合計所得金額が85万円以下で、うち給与所得等以外の所得が10万円以下の人	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	330,000円	配偶者の合計所得金額が58万円以下	
	老人控除対象配偶者	380,000円	配偶者の合計所得金額が58万円以下で70歳以上	
配偶者特別控除		上欄に記載	合計所得が900万円以下の者で配偶者の所得が58万円超～133万円以下 ※合計所得が900万円を超える者は控除額が異なります。	
扶養控除	一般の扶養親族	330,000円	合計所得金額が58万円以下で年齢16歳以上19歳未満 合計所得金額が58万円以下で年齢23歳以上70歳未満	
	特定扶養親族	450,000円	合計所得金額が58万円以下で年齢19歳以上23歳未満 ※58万超は上欄	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	380,000円	合計所得金額が58万円以下で年齢70歳以上
		同居老親等	450,000円	合計所得金額が58万円以下で年齢70歳以上、同居、直系尊属
基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下	430,000円		
	合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	290,000円		
	合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	150,000円		
	合計所得金額が2,500万円超	0円		

※人的控除の対象の判定は、前年の12月31日の現況によって行います。(ただし、前年中にすでに死亡している方の場合には、その死亡時の現況により判定します。)

○雑損控除

資産について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合には、その損失額を一定の計算により所得から控除することができます。

○医療費控除

(支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－(所得の合計額の5%又は10万円のいずれか低い金額)です。選択により特例を適用する場合は、スイッチOTC医薬品の購入費から保険金等で補てんされる金額を除いた額のうち1万2千円を超える額(8万8千円を上限)です。

○社会保険料控除

支払った保険料の全額が控除額です。

○小規模企業共済等掛金控除

支払った保険料の全額が控除額です。

○寄附金税額控除

都道府県・市町村、住所地の共同募金会・日本赤十字社に対する寄附金、市内の社会福祉法人、市内の私立学校及び条例で定める特定非営利法人等に対する寄附金が税額控除の対象となります。寄附金のうち、2千円を超える部分について10%を乗じた額を市県民税所得割額から税額控除します。
※都道府県・市町村に対する寄附金(ふるさと納税)については、寄附金のうち2千円を超える部分に一定割合を乗じた額を特例控除額として加算します。(ふるさと納税に該当する寄附金税額控除の限度額は市県民税所得割の2割です。)

(配偶者特別控除)

配偶者の合計所得金額	控除額
580,001円 ～ 1,000,000円	33万円
1,000,001円 ～ 1,050,000円	31万円
1,050,001円 ～ 1,100,000円	26万円
1,100,001円 ～ 1,150,000円	21万円
1,150,001円 ～ 1,200,000円	16万円
1,200,001円 ～ 1,250,000円	11万円
1,250,001円 ～ 1,300,000円	6万円
1,300,001円 ～ 1,330,000円	3万円

(特定親族特別控除)

特定親族の合計所得金額	控除額
580,001円 ～ 950,000円	45万円
950,001円 ～ 1,000,000円	41万円
1,000,001円 ～ 1,050,000円	31万円
1,050,001円 ～ 1,100,000円	21万円
1,100,001円 ～ 1,150,000円	11万円
1,150,001円 ～ 1,200,000円	6万円
1,200,001円 ～ 1,230,000円	3万円